

市議会 7 月臨時会

市議会 7 月臨時会が 7 月 28 日に開催されました。

●可決された主な議案など
《報告》

○市営住宅の管理上必要な訴えの提起
に関する専決処分等の報告について

正規の手続きを経ないまま市営住宅
に入居し続けている 3 人に対し、住宅
の明け渡しおよび賃料相当損害金など
の支払を求める訴えの提起をすること
について、平成 26 年 6 月 26 日専決処分
したので、報告するもの

○公務上の事故に関する専決処分等の報
告について

《議案》

○周東食肉センター改築建築工事請負
契約の一部変更について

○周東食肉センター改築機械設備工事
請負契約の一部変更について

○周東食肉センター改築と畜機械設備
工事請負契約
の一部変更につ
いて

工期の終期
を平成 26 年 7
月 31 日から平
成 26 年 9 月 30
日に変更する
契約を締結す
るもの



軽自動車税の税率が引き上げられます

地方税法の改正に伴い、平成 27 年度から軽自動車税の税率が引き上げとなります。

問課税課 ☎ 5053

●原動機付自転車および二輪車など
平成 27 年度から次のとおり変更とな
ります。

車 種		税 率 (年 額)	
		改正前	改正後
原 動 機 付 自 転 車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミ ニ カ ー	2,500 円	3,700 円
小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 作 業 用	1,600 円	2,000 円
	そ の 他	4,700 円	5,900 円
軽 自 動 車	二 輪 (側車付含む)	2,400 円	3,600 円
	被 け ん 引 車	2,400 円	3,600 円
二 輪 の 小 型 自 動 車		4,000 円	6,000 円

●三輪以上の軽自動車

平成 27 年 4 月 1 日以降に初めて車両
番号の指定を受ける（新車新規登録さ
れる）車両については、平成 27 年度か
ら以下のとおり変更となります。平成
27 年 3 月 31 日以前に取得されている車
両および新車新規登録済みの車両は変
更ありません。

ただし、新車新規登録から 13 年を経
過した車両については、平成 28 年度か

車 種				税 率 (年 額)		
				新車新規登録が平成27年3月31日以前	新車新規登録が平成27年4月1日以後	新車新規登録から13年経過 (平成28年度から適用)
軽自動車	三輪			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円

ら重課税率が適用されます（電気自動
車、天然ガス軽自動車、メタノール軽
自動車、混合メタノール軽自動車、ガ
ソリンを内燃機関の燃料として用いる
電力併用軽自動車、被けん引車を除
く）。